

県労連そくほう

12年9月21日

No 410

神教組・県職労

神高教・公企労

自治労県職労

2012 県労連 賃金確定闘争 スタート

緊急財政対策を背景に「職員の給与減額」

～ 県有施設や補助金等の見直しで県民・市町村・団体の
「理解を得るため」に職員にも「相応の負担」を求める（当局）～

本日（9月20日）の交渉は、「神奈川臨調」からの答申を踏まえ、県組織内外において様々な協議や検討が進められることを懸念し、また、人件費の見直し等の案件は、労使による交渉の場において解決することを改めて確認することを含め、当局からの説明と現時点の提案を受け、異例ながら要求提出交渉を前に第1回幹事団交渉を行いました。

交渉の冒頭、芹沢県労連議長は、「今日の交渉の位置づけをはっきりさせる意味においても、当局の事情をしっかりと説明いただきたい。この間も対外的に説明されてきたことは把握している。これらも踏まえ、改めて当局の提案を聞きたい。」と述べ、交渉に入りました。

労務統括官は、次の内容を提案し、最後に「財政不足への対応であり、職員にも危機感を持ってほしい。協力を得た上で相応の負担をお願いしたい。現在の状況を共有するためにも交渉をもった。」と述べました。

給与の減額

（今年からの）3年間で1650億円の税源不足が見込まれている。神奈川臨調の最終意見を踏まえ、今後は緊急財政対策本部で対策を取りまとめる。県有施設・補助金の見直しにあたっては、県民・市町村・団体の理解が必要。そのためには、歳出の42.6%を占める人件費の抑制は避けて通れない。緊急財政対策を進めるためにも、全ての職員が姿勢を示す必要があり、職員給与の減額を提案したい。具体的な内容は別途提案するが、2013年4月から実施したい。

県労連意見

- ・ 県財政の危機は、地方の税財政構造上から生じる問題だと認識している。給与減額という手法で対処できるとは思えない。
- ・ 職員に「危機感の共有」はされていない。危機的な状況であることの説明が足りていない。
- ・ 「財政危機だから給与減額」ということを当然のような理屈で言うのなら交渉に入れたい。過去の賃金カットは、あくまでも職員の「協力」であり、「相応の負担」などの表現で強制されたことはない。
- ・ 財政再建団体への転落を回避するためなど、これまでも給与削減を受け入れてきた。これは、県民サービスを低下させないためである。今回は県民サービスを切り下げる前提としての給与削減であり容認で

きない。

- ・ 神奈川は国からの交付金が全国で一番少ない。現在の「財政危機」は、税財政構造が根本的原因であり、そこを改善することが一番重要だ。

現給保障廃止

経過措置差額（現給保障）は、去年の人事委員会勧告を踏まえ、交渉で廃止を提案した。継続協議としたが、他府県では廃止が広がっている。緊急財政対策を進めるうえで、高齢者層の給与で公務が民間を上回っていることなどからこれ以上継続は無理。2013年4月から廃止したい。

自宅にかかる住居手当廃止

持ち家の住居手当は2010年人事委員会勧告で、廃止することが適当であると示された。県有施設や補助金をゼロベースで見直しする最中では、「廃止することが適当」とされた手当の継続支給は県民の理解が得られない。2013年4月から廃止したい。

県労連意見

- ・ 住居手当、現給保障は昨年までで一定の整理がしており、課題を確認したうえで継続協議となっている。ここにきて改めて廃止提案がされることは理解できない。新たな提案をするのであれば、協議となる内容や方向性を明確に提示すべき。

退職手当の見直し

退職手当は国が8月7日に閣議決定を行い、総務副大臣通知で地方に「必要な措置を講ずるよう要請」が出された。本県の退職手当制度は国に準じており、退職手当法改正の動向をふまえ見直しを行いたい。

県労連意見

- 退職手当の見直しについては、法改正の動向をふまえて協議するべきで、拙速に行うべきではないと考える。当然、労使交渉による合意を前提とすべきである。

福利厚生関連の見直し

この間、一定の整理をして見直しをしてきたが、団体への補助金もゼロベースでの見直しがされる。福利厚生制度についても見直しをすすめ、確定期で整理したい。

県労連意見

- 職員の健康を保持するために、福利厚生事業を労使の協議で積み上げてきたものだ。外因に連動して切

り下げが行われるという発想そのものが理解できない。事業が果たしている役割や目的を考えるべきだ。

交渉の最後に芹沢議長より、「今回の提案は、これまでの交渉経過や枠組みを変えるものだ。本日の説明では、当局の言う危機感の共有はできない。提案を受け止める状況には至らず、提案の再考を求める。」とし、交渉を終えました。

交渉後の幹事会において、次回の再交渉を9月26日と確認し、2012 確定交渉は事実上のスタートを切りました。

今後の闘争日程

第1回幹事団交渉	9月20日(木)	10:30~
第2回幹事団交渉	9月26日(水)	14:00~
要求提出	10月18日(木)	10:00~
回答交渉	10月22日(月)	16:30~
第3回幹事団交渉	10月24日(水)	10:00~
支部代交渉	10月30日(火)	15:00~
(屋外報告集会)	※支部代交渉終了後	
第4回幹事団交渉	11月5日(月)	10:00~
決起集会	11月8日(木)	18:30~ (関内ホール)
決議文手交	11月9日(金)	11:00~
第5回幹事団交渉	11月9日(金)	11:30~
最終交渉	11月14日(水)	10:00~
戦術配置	11月16日(金)	

人事委員会に対する要求署名に

組合員全員の結集を!

統一行動批准投票を成功させよう!